

日本年金機構運営評議会（第 52 回）議事要旨

1. 開催日時 令和 5 年 2 月 9 日（木）10 時 00 分～12 時 10 分
2. 場 所 AP 東京八重洲 11F L、M 会議室
3. 出席委員 菊池座長、和泉委員、植西委員、佐保委員、嵩委員、西沢委員、庭野委員、古川委員、真屋委員、山本委員
4. 議題
 - ① 令和 5 年度計画（案）の策定
 - ② その他
5. 意見概要 （○：委員意見 ●：機構からの説明）

[議題①]

令和 5 年度計画（案）の策定

- 国民年金の納付率が低調である大都市圏への対策について、年金事務所の体制強化とともに、現場の声を十分に聴きつつ、効果的な取り組みに期待したい。

外部委託について、業務委託先への取組を強化するとともに、課題が発生した際は適宜ご報告いただきたい。

リスク対策の強化に関して、令和 5 年度はこれまでの対策を継続するのか、それとも異なる対策を検討しているか。

定年制度の段階的な引き上げや、役職定年制度の在り方について、現在の検討状況や今後のスケジュールなどを伺いたい。

- 大都市圏への対策については、着手している分析が進んだ段階で、ご報告申し上げたい。

リスク対策として、これまで取り組んできた事務処理誤りを減らすための取組みは、一定の効果を生んでいる。更に事務処理誤りを減少させるため、引き続き必要な対策を取ってまいりたい。

定年制度については、公務員の制度を参考にしているが、機構特有の問題もあり、よく考えていきたい。

- 事業所調査においては短時間労働者の社会保険の適用逃れが無いよう、注意して調査する必要があるが、調査ではどのような書類を調べるか、また、こういったチェックポイントがあるか。

厚生年金における口座振替の利用を促進するため、例えば口座振替の引き落とし日を変更できるよう検討してはどうか。

共済組合との情報連携の強化について、今後はどのように進めていくのか教えていただきたい。

- 事業所調査時には契約書や特に賃金台帳、出勤簿を確認し、実態の就業状態が被保険者に当たるかどうかをポイントとして見ている。

事業主の口座振替に関して、制度的なインセンティブについて問題意識は常に持っておきたい。

- 様々な共済組合と情報連携を行っているが、今後も正確に事務処理を行うためにも、更に情報連携のレベルを上げていきたい。

- 厚生年金の徴収業務において、滞納事業所が多い地区を担当する年金事務所の人員を増やすなどの対策を講じているのか。

年金委員の活性化を図る手段として、HPに掲載している内容でも、今月はここがポイントというようにメールマガジンなどで送るだけでも意識改革につながるのでは、是非とも検討していただきたい。

- 東京都の大きな年金事務所と地方の小さな年金事務所では、職員一人当たりで担当する事業所数に開きがある。本年、業務量調査を行うこととしており、この調査の結果も踏まえ、適正な資源配分について検討を行っていききたい。

メールマガジンは、良いご提案と思うが、インターネットの使用に関して、機構には一定の制約があることをご理解いただきたい。

- 近頃、物価が高騰し家計が逼迫する中、収納率を下げないためにも、口座振替やクレジットカード払いなどの登録者を増やす施策に力を入れていただきたい。

国民年金保険料のスマホ決済も導入されるが、自治体ではポイント還元などもしており、一般の特に若い人が日常的に慣れ親しんだやり方で、様々な工夫がより広がっていくといい。

外部委託では複数年度での契約や、事前の情報収集など努力されているが、どのくらい効果を出しているのか。

今年は特に政府の課題でも少子化が出ているが、女性に対してのマルチタスクが和らがないと少子化も改善されない。男性も含めた働き方改革に引き続き重点的に力を入れていただきたい。

- 外部委託に関しては、入札により、外部委託のコストがかなり減少をしていると考えている。

働き方改革について何が今後とも守るべきで、何を変えていくべきか、実態も含めご報告申し上げるので、是非サポートいただきたい。

- 福祉の窓口や自治体の窓口では、年金に関する相談も行われる場合がある。そのため、これらの機関に対し、制度についての情報を連携する等の対応を引き続き実施してほしい。

業務量の調査は具体的にどのように行い、どのように効率化していくか。

- 市区町村等とは従来から連携し、資料提供や説明会なども行いながら情報共有している。これからもこれらの機関としっかり連携していきたい。

- 業務量調査では、業務を全て書き出し、その業務が一般的に何分で終わるかという調査をし、その業務当たりの必要な人員数等を算出することとしている。

また、この業務量調査とともに、職種毎の役割についても整理を行うこととしている。これにより、職種別の必要人数についても算出できると考えている。

- 年金業務システムフェーズ1は順調に作業が進んでいるのか、仮に遅れる、あるいは不具合が見つかる場合に、具体的にどのような影響があるか。

また、フェーズ2のスケジュール感について伺いたい。

育児休業等の取得が一般的になるには、業務の共有が必要となる。年金業務の場合はこうした共有が限られるかもしれないが、男性の働き方改革と特に育児休業について、今後どのように推進していくのか。

- フェーズ1に関しては概ね予定通り進んでいる。紙の届書をデータ化することで紙を移動させることなく、処理が可能となった。これにより、年金事務所等の処理効率が上がった。今後は未だ残っている紙の届書について、データ化を進めていく。

フェーズ2は5年度に本格開発をスタートすることを予定している。

育休を取りやすい環境について、代替職員の配置を今年度からスタートしている。順次このような施策について充実を図っていきたい。

- 国民年金の未納者というのはいくらいるのか。未納者は、大阪など大都市圏に多いのか。

- 国民年金は、過去2年間しか保険料を納付することができないが、この間全く納付のない24か月未納である方は、100万人ほどである。大阪や東京などの大都市圏の方は相対的に多いことから、大都市圏についても、対策をどのように進めていくか大きな課題であると考えている。

- 外国人の適用対策について、正規雇用以外の雇用形態で働いている外国人の方は非常に多いので、本人に説明するのも大事だが、事業主がしっかり手続きするような方法でないと難しいのではないかと感じた。

生活困窮者が増えている中、期限ありでも法定免除など、この3年間を乗り越えてきた人たちが一般の生活に戻るための手立てがあると私どももサポートする上でありがたい。

男性の育休取得について、夫婦ともに働く場合は働きやすい環境を整える上で非常に大事であり、お互いにカバーしあう環境を作る必要がある。

私どもの職場では週休3日という要望が出てきているが、機構ではそうした要望や検討はあるか。

- 外国人の方の適用対策として、例えば特定技能の方は入管庁と連携して対象となる事業所を把握し、未適用の場合は加入していただけるよう対応している。また、本人が見るだけでなく事業主が外国人の従業員に説明いただけるように15か国語で様々なパンフレットを作るなどして周知している。こうした取組について今後とも進めていく。

生活困窮者への対応として、例えば収入を把握しているため、対象となる方に免除の申請書を送っており、申請いただくために福祉部局や市町村と連携して説明会などを行っている。事業主も含め今後とも連携していくことが大事と思っている。

- 週休３日については具体的な検討テーマとはなっていないが、現在、働きやすい環境を作るためにどのような障害があるかを募る全職員参加型のキャンペーンを行っており、これを施策化し、令和５年度に具体化した。改めてご報告を申し上げる。
- 困窮者支援における社会福祉法の包括的支援体制整備という枠組みで、関係各省が連携して支援する取組をやっており、恐らくそういった支援体制の中に年金事務所が取り込んでもらえるかということが一つだと思う。このためには積極的に年金事務所あるいは機構からも自治体に働きかけ、必要に応じて情報共有や連携するようにお願いしたい。

[議題②]

「その他」として、「提言」

提言（案）の内容の他、表記に関する、委員間の意見交換を行った上で、別添のとおりとりまとめられた。

(以上)

日本年金機構

理事長 水島 藤一郎 殿

日本年金機構運営評議会

座長 菊池 馨実

提 言

日本年金機構（以下「機構」という。）は、令和4年度の組織目標を「コロナ禍の克服 新しい時代への貢献」とし、この組織目標を踏まえ、社会全体がコロナ禍の克服に向けた歩みを着実に進められるよう、基幹業務やオンラインサービスの推進に加え、令和4年度に集中して施行されることとなった制度改正等の対応に適切に取り組んできた。

令和5年度においても、安定的な事業執行体制の下、引き続き、複雑な年金制度を実務にし、基幹業務の諸施策やオンラインサービスの更なる実現に適切かつ着実に取り組み、国民生活の安心と安定を確保することについて、組織一体となって邁進していくことが求められる。また、安定的な事業執行体制の確立に向けては、業務内容と業務量に応じた適正な人員配置や機構職員の約40%が女性職員であるということも踏まえ、男女を問わず、家庭あるいは個々人の生活と仕事が両立できるよう、働き方改革や女性活躍の促進を更に努めていくことも重要となる。

なお、これらの対応に当たっては、厚生労働省と連携し、業務量等に応じた必要な予算・人員を確保するとともに、地域を基盤とした包括的相談支援体制の機能の一端を担うために、市区町村や他の相談支援機関との連携の更なる強化に向けて引き続き取り組むことが肝要である。

これらを踏まえ、私たち運営評議会として下記について提言する。

記

1. 年金制度の安定した運営のため、令和5年度も引き続き、国民年金の適用・収納対策や厚生年金保険の適用・徴収対策等の基幹業務について着実に実績を積み上げること。

また、令和5年度は、3年ぶりに男女ともに特別支給の老齢厚生年金の開始年齢に到達する者が増えることから、年金相談や請求受付の増加等が見込まれる。そのため、お客様相談室の体制整備に取り組むこと。

2. 社会全体のデジタル化の進展やお客様のニーズを踏まえ、サービスのオンライン化や「紙をなくす・紙を移動させない」事務処理の実現等のオンラインビジネスモデルの施策に引き続き取り組むとともに、従来の対面型サービスの重要性も踏まえ、チャネル体系を整理しながら、お客様の手続き負担の軽減、利便性向上、事務処理の効率化について、安全性や正確性の確保に十分留意しながら、更に推進すること。

また、これまで開始したオンラインサービスのメリットを多くのお客様が実感できるよう、利用促進にも取り組むこと。

3. 年金制度に対する正しい知識を深め、制度加入や保険料納付等の重要性を理解することにより、無年金者・低年金者となることを防止するため、地域、企業、教育等の様々な場において、関係機関とも連携を図りつつ、年金制度の普及等に取り組むこと。

年金委員活動の活性化を図るとともに、年金相談事業が様々な生活への不安を抱えている方を地域の相談支援のネットワークへつなげるための端緒となりうることから、引き続き市区町村や他の相談支援機関との連携強化等に努めること。

4. 年金制度改正関係法への対応について、制度を実務として正確かつ円滑に行うためにも、引き続き必要なシステム改修などに万全を期すこと。

また、安定的な事業執行体制の確立に向け、管理職を含めた働き方改革や男女を問わず全ての職員が活躍できる環境づくりを更に促進すること。

これらについて、厚生労働省と連携して取組みを行うとともに、度重なる制度改正により複雑化し、増大の一途を辿る業務量に応じた人員・予算等を確保し、人材育成に努めること。

以上